

## 千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱(案)に対する意見と県の考え方

※提出された御意見について、趣旨を損なわない範囲で要約し、同内容の意見についてはまとめさせていただきました。

No.	意見の概要	件数	県の考え方
<b>千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱(案)</b>			
<b>第1条 (目的)</b>			
1	住民の安全を担保するためにも、「土壌汚染対策を推進し、県民の健康の保護を図ることを目的とする。」にすべきである。	1	<p>土壌汚染対策法では、土壌の汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康の保護を目的として定めています。</p> <p>一方、本指導要綱では、汚染土壌処理施設の設置等や維持管理に関し、具体的な措置の内容を示し、事業者に対し必要な指導を行うことで、生活環境の保全及び汚染土壌の適正な処理の推進を図ることを目的としています。</p> <p>県としては、土壌汚染対策法に基づく措置を適切に実施するとともに、本指導要綱に基づく指導を行うことで、汚染土壌の適正な処理の推進が図られ、生活環境の保全と県民の健康の保護に繋がると考えていることから、原案のとおりとしました。</p>
<b>第3条 (汚染土壌処理業者等の責務)</b>			
2	汚染土壌処理業者等の責務だけでなく、県の責務も規定すべきである。	1	<p>本指導要綱は、県が事業者に対し行う指導の内容を具体的に示したものであるため、原案のとおりとしました。</p> <p>なお、県は、指導要綱第1条に規定する目的を実現するために、本指導要綱を適切に運用することが責務と考えています。</p>
3	第3項に「第5条第3項各号に掲げる～」とあるが、当該条項には号の規定がない。	1	御指摘のとおり、「第5条第3項に規定する～」と修正しました。
4	事業計画(説明会を含む。)において、住民を安心させるような虚偽の計画を立ててはならない。	1	事業者に対し、適切かつ実現可能な事業計画を策定するよう必要に応じ指導していきます。

No.	意見の概要	件数	県の考え方
5	汚染土壌処理施設を設置しようとする事業者は、採石法や森林法等の関係法令に違反している土地において事業することができないようにすべきである。	1	関係法令に違反している場合は、当該関係法令を所管する部局・機関が対応することになります。 本指導要綱では、事前協議において関係市町村長及び県の関係機関（以下「関係機関等」という。）に対し、所管する事務に係る手続等について照会することとしています。関係機関等からは是正が必要である旨の回答を得たときは、県は指導要綱第16条第1項の規定に基づきその旨指示し、事業者は、是正に向けて講ずべき措置の内容について関係機関等と調整、協議等を行うこととなります。 県は、当該調整、協議等が終了したと認めるときに、事前協議を終了することとしています。
6	事業者の資格についても配慮する項目を設けるべきである。	1	汚染土壌処理業に関する省令第4条第2号に規定する申請者の能力に関する基準において、汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者として、汚染土壌処理施設の運転維持管理実務経験者及び公害防止に関する有識者を配置することが規定されており、許可申請書の審査の中で当該基準に基づき適切に判断します。
7	汚染土壌処理施設の設置等に当たっては、地域住民等ではなく、地域住民及び関係市町村長の理解を得るようすべきである。	1	関係市町村長からの意見を聴くため、指導要綱第6条で関係市町村長から生活環境の保全上の見地からの意見等を聴取するとともに、関係市町村長は意見を述べるに当たり、事業者から説明を求めることができる規定を設けています。 また、関係市町村長からの意見は、同要綱第16条に規定する計画の審査指示に反映されることとなり、事業者が関係市町村と調整、協議等を行う規定を設けています（同要綱第17条）。
8	事業関係者による不正行為が行われないよう、第6項の拡充と厳正な指導を行うべきである。	1	事業関係者による不正行為が行われないよう、必要な指導を行います
第4条（廃棄物処理施設との併用の禁止）			
9	処理の工程から同一施設を併用することは考えにくいことから、「併用利用」又は「同一敷地内への併用」を禁止すべきである。	1	汚染土壌処理施設とは、汚染土壌の処理を行う事業場の敷地内に設置される汚染土壌の処理の用に供する施設の総体をいいます。 本指導要綱では、汚染土壌と廃棄物が混合処理されるなどの不適正な処理が行われることのないよう、同一施設の併用を原則として禁止しています（指導要綱第4条）。 ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を有する管理型最終処分場及びセメントを製造することを目的とした産業廃棄物の焼却施設については、併用しても支障はないものと考え、併用禁止の対象から除いています。

No.	意見の概要	件数	県の考え方
10	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を受けている廃棄物処理施設は、汚染土壌処理業の許可を得られるようにすべきである。	1	廃棄物処理施設として許可を受けている施設であっても、土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業の許可の手続が必要であり、また、汚染土壌の処理に当たっては、適正な処理の実施と周辺的生活環境の保全への配慮が求められることから、本指導要綱に基づく事前協議を行う必要があると考えます。 なお、既に許可を受けている廃棄物処理施設と併用する施設については、当該事前協議の手続を一部省略できる規定を設けています（同要綱第25条第3号）。
第5条（事前協議）			
11	本指導要綱案に汚染土壌処理業の変更許可の申請についての規定がない。	1	変更内容が指導要綱第2条第4項に定める汚染土壌処理施設の設置等に該当し、かつ、汚染土壌処理業の変更の許可を要する場合は、同要綱第5条第1項に規定する事前協議の対象となります。
12	第5項の軽微な変更とはどの程度のものか。	1	指導要綱第2条第4項各号に定める「設置等」のいずれにも該当しない変更をいいます。
第6条（関係市町村長からの意見聴取）			
13	関係市町村長だけでなく、地元地区の代表者からの意見も聴取すべきである。	1	県は、事業者から提出された事前協議書を縦覧（指導要綱第10条第1項）し、汚染土壌処理施設の設置等に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出できる規定を設けています（指導要綱第11条第1項）。
14	市町村は環境審議会等を開催して住民代表の意見を聴取し、自治体の意見として提出すべきである。	1	指導要綱第6条第1項各号に掲げる事項について関係市町村長からの意見を聴取する規定を設けています。 当該意見の提出は、当該市町村長が判断するものであり、必ずしも審議会の開催等が必要であるとは考えていません。
第7条（生活環境影響調査の実施等）			
15	生活環境影響調査書を客観的に審査し、現地調査も行う規定を設けるべきである。	1	汚染土壌処理施設生活環境影響調査指針に基づき作成される生活環境影響調査書は、同要綱第10条第1項に基づき、事前協議書と併せて縦覧を行い、利害関係を有する者からの意見を聴くこととしています。 県は、提出された意見に対し事業者が作成する見解書（同要綱第12条）を踏まえ、必要な指導を行います。 また、現地調査については、同要綱第33条の規定に基づき、必要と判断される場合に行います。

No.	意見の概要	件数	県の考え方
第9条（事前協議書説明会の開催等）			
16	事前協議書説明会開催結果報告書に参加者の人数だけでなく、参加者が自署した参加者名簿を添付すべきである。	1	県は、事前協議書説明会の開催状況を確認するため、指導要綱第9条第3項に規定する事前協議書説明会開催結果報告書（別記第4号様式）に定めた事項について報告が必要であると考えており、参加者名簿の提出は求めていません。 また、個人情報保護の観点からも参加者名簿の作成を求めることは適当ではなく、原案のとおりとしました。
17	手続の公正、透明化の観点から事前協議書説明会開催結果報告書は公開すべきである。	1	指導要綱第9条第3項に規定する事前協議書説明会開催結果報告書（別記第4号様式）は、知事が汚染土壌のみ処理する埋立処理施設の設置等しようとする事業者から事前に提出された事前協議書説明会計画書（別記第3号様式）に従い、当該説明会を適切に開催したかどうか確認するためのものです。 よって、当該報告書の公開については、本県の情報公開制度に従って対応することが適切であると考えます。
第12条（見解書の作成等）			
18	手続の公正、透明化の観点から見解書は公開すべきである。	1	見解書（別記第6号様式）は、指導要綱第11条第1項の規定に基づき汚染土壌処理施設の設置等に関し利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地から提出する意見書に対して事業者の見解を示したものです。 県は、協議会の審査結果及び見解書を踏まえ、生活環境の保全について適正な配慮がなされる必要があると判断される事項等について、同要綱第16条第1項に基づき、事業者に指示することとしています。 見解書の公開については、本県の情報公開制度に従って対応することが適当であると考えます。 なお、当該見解書は、事業者から県及び関係市町村に送付されます。
第13条（現地調査）			
19	住民の安全を守る観点で県が責任をもって許認可するために現地調査することは必須である。	1	既に汚染土壌処理業の許可を受けている事業者が事業計画を変更しようとする場合、変更の内容によっては、改めて現地調査を実施する必要がないことも想定されることから、「必要に応じ、現地調査を行う」と規定しています。

No.	意見の概要	件数	県の考え方
第14条（協議会の設置及び運営）			
20	千葉県汚染土壌処理施設設置等協議会は公正かつ中立な組織で構成されているのか疑わしい。	1	千葉県汚染土壌処理施設設置等協議会は、組織及び運営等について定めた要領に基づき運営され、汚染土壌処理施設の設置等に当たり、関係法令及び条例等を所管する県の関係機関で構成します。 当該協議会では、汚染土壌処理施設の設置等に関し、関係機関が所管する関係法令及び条例等に照らし、必要な手続や講ずべき措置の有無等について確認します。
21	公平かつ専門的に判断できるよう各分野ごとの役職や立場を規定すべきである。	1	
22	千葉県汚染土壌処理施設設置等協議会の運営並びに審査には実効体制と適切な審査段階及び透明性の確保が必要と考える。	1	
第15条（協議会の審査）			
23	千葉県汚染土壌処理施設設置等協議会には関係市町村長の意見書が提出されるが、関係地域住民の意見は反映されるか。	1	関係地域住民や地元住民など汚染土壌処理施設の設置等に関し利害関係を有する者が指導要綱第11条第1項の規定に基づき生活環境の保全上の見地から提出した意見書に対し、事業者は同要綱第12条に規定する見解書（別記第6号様式）を作成します。 県は、協議会の審査結果に加え、見解書における生活環境の保全上の措置の内容を勘案し、生活環境の保全について必要があると判断される事項のほか、関係法令及び条例等に照らし、必要な手続及び講ずべき措置の有無等について、同要綱第16条第1項に基づき、事業者に指示することとしています。 同要綱第16条第1項について、原案では、当該指示の記載における見解書の位置づけが明確でなかったため、「知事は、協議会の審査結果に加え、第12条の規定による見解書における生活環境の保全上の措置の内容を勘案し」に改め、事業者に対し、指示する内容を明示しました。
24	千葉県汚染土壌処理施設設置等協議会の審査に付する際には、関係市町村の意見のほか、地元住民の意見も協議会に提出すべきである。	1	
第16条（計画の審査指示等）			
25	地域住民は行政区単位で活動しており、意見集約の観点からも関係地域を「汚染土壌処理施設に係る事業場の区域から300メートル（又は200メートル）以内の地域が属する行政区」とすべきである。	1	関係地域は、汚染土壌処理施設に近接しており、汚染土壌処理施設の設置や稼働に伴う騒音及び振動の発生並びに悪臭の発散等に対する生活環境の保全について、特に配慮が必要と考え規定したものです。 このため、事業者に対し、関係地域住民を対象とした説明会の開催（指導要綱第18条第1項）や、生活環境保全協定の締結（同要綱第19条第1項）を求めています。 また、事前協議書等の縦覧を行い（同要綱第10条第1項）、関係地域に居住していない方であっても、汚染土壌処理施設の設置等に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる規定を設けています（同要綱第11条第1項）。 以上のことから、原案のとおりとしました。
26	関係地域の範囲が狭く、生活環境影響の予測からも広範囲の地域とすべきである。	1	
27	汚染土壌処理施設に係る事業場が大きくなれば関係地域も大きくすべきである。	1	
28	関係地域の範囲として事業場からの距離ではなく、環境影響評価による「生活環境への影響が及ぶ範囲」とすべきである。	1	

No.	意見の概要	件数	県の考え方
29	国道、県道、市町村道沿いであっても、搬入車両による公害は並大抵ではない。また、関係地域以外であっても搬入車両が通る沿道は被害が大きいと考える。	1	汚染土壌運搬車両の走行による生活環境に及ぼす影響については、生活環境影響調査において影響評価が行われることとなります。
第18条（関係地域住民説明会の開催等）			
30	関係地域住民説明会の周知は、地域住民のみに行うのではなく、関係市町村長にも周知すべきである。	1	関係地域は、汚染土壌処理施設に近接しており、汚染土壌処理施設の設置や稼働に伴う騒音及び振動の発生並びに悪臭の発散等に対する生活環境の保全について、特に配慮が必要な地域と考え規定したものです。 このため、事業者に対し、関係地域住民を対象とした説明会の開催（指導要綱第18条第1項）や、生活環境保全協定の締結（同要綱第19条第1項）を求めています。 当該説明会とは別に、汚染土壌のみ処理する埋立処理施設を設置等しようとする事業者に対しては、生活環境影響調査書を添付した事前協議書の縦覧期間中に、当該事前協議書の内容を周知する事前協議書説明会を開催する規定を設けています（同要綱第9条第1項）。
31	関係地域を定義すると、説明会に参加できる住民も限定されてしまうおそれがある。	1	また、事前協議書説明会の開催日時、場所及び周知方法の決定に当たっては、関係市町村長の意見を反映させなければならないとしており、参加者は関係地域住民に限定したものではありません。
32	関係地域住民だけでなく、関係地域を利用して生活している者も対象者に加え同意を得るようにすべきである。	1	なお、事前協議書等の縦覧を行い（同要綱第10条第1項）、関係地域に居住していない方であっても、汚染土壌処理施設の設置等に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる規定を設けています（同要綱第11条第1項）。 以上のことから、原案のとおりとしました。

No.	意見の概要	件数	県の考え方
第19条（関係地域住民等との調整）			
33	関係地域住民の属する世帯の世帯主の3分の2以上で構成する団体の代表者と生活環境保全協定を締結するのではなく、地域住民の属する自治体と締結すべきである。	1	関係地域に居住する住民に対しては、汚染土壌処理施設の設置や稼働に伴う騒音及び振動の発生並びに悪臭の発散等に対する生活環境の保全について、特に配慮が必要と考えています。
34	関係地域住民の属する世帯の世帯主の3分の2以上から生活環境保全協定と同等の条件により承諾を得た内容が不透明なため削除すべき。	1	このため、事業者に対し、汚染土壌の処理に係る事業計画の実施に関し、関係地域住民の属する世帯の世帯主の3分の2以上で構成する団体の代表者と生活環境保全協定を締結する規定、又は関係地域住民の属する世帯の世帯主の3分の2以上から協定と同等の条件の承諾を得る規定の二つの方法を設けたものです。（指導要綱第19条第1項）
35	関係地域住民の属する世帯の世帯主の3分の2以上で構成する団体の代表者の独断により生活環境保全協定を締結しないように2名以上の同意で締結すべきと考える。	1	関係地域を管轄する市町村との生活環境保全協定の締結については、当該市町村長が締結を求めるかどうかを判断するものと考えていることから、事業者は、当該市町村長から生活環境保全協定の締結を求められたときは、応じなければならないとしています（同要綱第19条第2項）。
36	市町村長との生活環境保全協定の締結については、市町村長から求められた場合でなく、締結することを条件とすべきである。	3	事業場隣接地の土地所有者、排水水を公共用水域に排出する場合における排水口から下流側の水利権者及び隣接する土地に住んでいない耕作地・牧場等の土地所有者は、関係地域住民に当たりませんが、汚染土壌処理施設の設置等に関し利害関係を有する者は、同要綱第11条第1項に規定する生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。
37	関係地域に住んでいないが、耕作地や牧場等の所有者も関係地域住民に含めるべきである。	1	さらに、事業者对生活環境保全協定の締結を求めることができますが、汚染土壌処理施設の設置等に関する利害関係は様々であることから、事業者に対し、生活環境保全協定の締結を義務付けるのではなく、求められたときは、応じるよう努めなければならないとしています（同要綱第19条第3項）。
38	関係地域住民は誰なのか具体的に示す必要があることから、以下の者を加えるべきである。 ・汚染土壌処理施設に係る事業場隣接地の土地所有者 ・排水水を公共用水域に排出する場合における排水口から下流側の水利権者 ・隣接する土地に住んでいない耕作地や牧場等の土地所有者	1	以上のことから、原案のとおりとしました。
39	汚染土壌処理施設の設置等に関し利害関係を有する者との生活環境保全協定の締結については、応じるよう努めなければならないではなく、求められたときは、これに応じなければならないとすべきである。	3	
第20条（審査指示事項調整済回答書の提出等）			
40	手続の公正、透明化の観点から審査指示事項調整済回答書は公開すべきである。	1	指導要綱第20条第1項に規定する審査指示事項調整済回答書（別記第8号様式）は、事業者が同要綱第16条第1項に規定する審査指示をした関係市町村長及び県の関係機関と調整、協議等した内容を確認するためのものです。 よって、当該回答書の公開については、本県の情報公開制度に従って対応することが適切であると考え、原案のとおりとしました。

No.	意見の概要	件数	県の考え方
第 24 条（事前協議の取下げ及び有効期間）			
41	適正かつ公正な手続のほか、住民紛争を防止するため、この条項の位置づけ強化と厳正な指導を求める。	1	指導要綱第 24 条を適切に運用していきます。
第 26 条（工事の着工等）			
42	施設設置後の許可審査では、不許可になった場合の建設費用賠償問題や適正な処分への影響が懸念されることから、汚染土壌処理業に係る許可を受けた後に工事を着工すべきである。	1	土壌汚染対策法では、汚染土壌処理施設の設置時期についての明確な規定がありません。 県は、本指導要綱の事前協議において事業計画を確認し、当該施設を設置した後に許可申請書が提出され、土壌汚染対策法に基づく審査において施設を確認し、許可等の処分をすることが適当であると考えていることから、原案のとおりとしました。
第 31 条（汚染土壌等の処理）			
43	県土の環境保全、県民の健康被害防止には要措置区域等外の土地の基準不適合土壌に対して、当該基準不適合土壌の由来、有害物質の確認、検査、記録及び公開の体制を整備すべきである。	1	土壌汚染対策法第 22 条第 8 項の規定により、事業者は、汚染土壌処理施設において行った汚染土壌の処理に関し、当該汚染土壌の発生場所、当該汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び当該汚染土壌の処理後の浄化確認調査の結果等の記録を備え置き、当該汚染土壌の処理に関し利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならないとされています。 本指導要綱では第 31 条において、事業者に対し、同法の対象でない基準不適合土壌に関しても、汚染土壌と同様に扱うことを求めています。 なお、規定の表現を正確にするため、原案第 31 条の見出しを「汚染土壌等の処理」から「汚染土壌等の取扱い」に、また、同条本文にある「汚染土壌等の処理に当たっては」を「汚染土壌等の取扱いに当たっては」に改めました。
第 32 条（事故時の措置等）			
44	汚染土壌処理施設で事故が発生した場合、汚染土壌の受入れの停止を知事が指示するより当該施設の稼働を停止するべきである。	1	汚染土壌処理業に関する省令第 5 条第 3 号に汚染土壌処理施設の運転を停止する規定があり、これを適切に運用していくことから、原案のとおりとしました。 なお、本指導要綱では、事業者が事故の状況及び講じた措置の概要について県へ報告することや、県が事業者に対し、汚染土壌等の受入れの停止を指示することができることといった法令で定めのない規定を設けています。
第 34 条（手続の中断）			
45	他法令の違反是正が講じられないまま汚染土壌処理業の手続が行われることがないようにこの条項の明確な位置づけと厳正な指導を求める。	1	適切に指導要綱第 34 条を適切に運用していきます。

No.	意見の概要	件数	県の考え方
<b>汚染土壌処理施設の立地に関する基準</b>			
立地環境			
46	関係地域が300メートル又は200メートルあるにもかかわらず、学校等の施設までの距離（100メートル）は近すぎる。	1	学校等の施設や住宅等の建物については、汚染土壌処理施設の設置や稼働に伴う騒音及び振動の発生並びに悪臭の発散等に対する生活環境の保全について、特に配慮が必要と考え、立地環境を規定しています。 なお、事業者は生活環境影響調査により、その影響を評価し必要な対応を行い、県は汚染土壌の処理に係る事業計画が当該汚染土壌処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び周辺の学校等の施設について適切な配慮がなされたものであるか確認し、必要な指導を行います。 以上のことから、原案のとおりとしました。
47	汚染土壌処理施設からの距離を規定するのではなく、環境影響評価による生活環境への影響が及ぶ範囲とすべきである。	1	
立地要件			
48	国道、県道、市町村道沿いにおいて大型車両の通行規制を定めるべきである。	1	通行規制は、必要に応じて、道路管理者が定めるものとするため、原案のとおりとしました。
49	埋立処理施設に係る事業場の敷地境界線を含む土地の地番の隣接地であれば、当該敷地境界線からの距離がおおむね10メートル以上離れている場合であっても、当該隣接地の土地所有者等から承諾を得るべきである。	2	埋立処理施設にあつては、汚染土壌処理施設の構造に関する基準第5の3(10)において、事業場の敷地境界線は埋立地から一定の保安距離を設けています。 これに加え、事業場の敷地境界線からの距離が10メートル未満の隣接地の土地所有者等については、特に配慮が必要と考え、当該隣接地の土地所有者等の承諾の規定を設けています。 また、排水水を公共用水域に排出する場合、排水口から下流側おおむね500メートル以内の水路等の管理者についても、特に配慮が必要と考え、当該水路等の管理者等の承諾の規定を設けています。 以上のことから、原案のとおりとしました。
50	水路等管理者の承諾及び隣接地の土地所有者等の承諾に関する距離の規定は削除すべきである。	1	
<b>汚染土壌処理施設の構造に関する基準</b>			
埋立処理施設の個別基準			
51	耐震構造の基準を設けるべきである。	1	汚染土壌処理業に関する省令第4条第1号ハにおいて地震に対して構造耐力上安全であることが土壌汚染対策法の許可基準として規定されています。 なお、当該基準に適合するかどうかは、許可申請書の審査の中で適切に判断します。
52	廃棄物最終処分場の法面整形に準じた基準を追加すべきである。	1	汚染土壌処理施設の構造に関する基準第5の3(11)オに規定する法面保護工により汚染土壌処理施設の維持管理を適切に行うよう汚染土壌処理業者に指導していきます。

No.	意見の概要	件数	県の考え方
<b>汚染土壌処理施設の維持管理に関する基準</b>			
53	搬入する汚染土壌に関する情報（自然由来かどうかの判別及び搬入土量等）及び汚染土壌処理委託契約書等の提出や報告する規定が必要と考える。	1	受け入れた汚染土壌の量の記録や公表については、土壌汚染対策法及び本指導要綱で規定しています。 汚染土壌処理委託契約書のほか、土壌汚染対策法及び本指導要綱に記録や公表の規定のない情報については、立入検査等を通じて確認するとともに、必要に応じて指導します。
<b>その他</b>			
54	指導要綱違反に対する是正措置の勧告と、罰則規定を設ける必要があると考える。	1	本指導要綱の規定に従うよう事業者に対し指導していきます。
55	指導要綱は住民の側に立った血の通ったバイブルであるべきだ。	1	県としては、本指導要綱を適切に運用することにより、生活環境の保全及び汚染土壌の適正な処理の推進を図っていきます。
56	県外からの受入れはもうよいのではないか。	1	
57	汚染土壌は他県から持ち込ませず、自区域内で処理するべきである。	1	
58	リニア新幹線の工事により発生する残土や汚染土壌は千葉県に運ばれてくるのか。	1	
合計		63	